

議案第9号

目黒区立保育所条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立保育所条例等の一部を改正する条例

(目黒区立保育所条例の一部改正)

第1条 目黒区立保育所条例(昭和40年6月目黒区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(目黒区立幼稚園条例の一部改正)

第2条 目黒区立幼稚園条例(昭和42年11月目黒区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に改める。

(目黒区児童発達支援センター条例の一部改正)

第3条 目黒区児童発達支援センター条例(昭和60年3月目黒区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(目黒区立知的障害者グループホーム条例の一部改正)

第4条 目黒区立知的障害者グループホーム条例(平成5年12月目黒区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(目黒区心身障害者センター条例の一部改正)

第5条 目黒区心身障害者センター条例（平成12年9月目黒区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第3項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（目黒区東が丘障害福祉施設条例の一部改正）

第6条 目黒区東が丘障害福祉施設条例（平成18年3月目黒区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（目黒区立福祉工房条例の一部改正）

第7条 目黒区立福祉工房条例（平成19年3月目黒区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（目黒区立こども園条例の一部改正）

第8条 目黒区立こども園条例（平成24年9月目黒区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第6条第1項第2号中「第19条第1項第1号又は第2号」を「第19条第1号又は第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

（目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月目黒区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、

同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第1号に」を「同条第1号に」

に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説明) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。